

平成23年度第2回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成23年8月24日（水）午前10時～午後0時

2 場 所 京都市教育相談総合センター

3 出席委員 （五十音順，敬称略）

礪貝，磯橋，奥村，小倉，小嶋，高林，中川，長屋，苗村，西脇，升光，松永，
宮本，森，山内，山口

4 次 第

（1）行動指針について（第1回推進協議会の続き）

（2）表彰制度について

（3）緊急課題に係る動向について

（4）その他

5 会議録

委員紹介

事務局から，第1回委員会を欠席していた委員を紹介

（1）行動指針について（第1回推進協議会の続き）

会長

今回は、「東日本大震災の状況を踏まえ，防災の視点を盛り込むべきだ」，あるいは「一般の市民が，手に取り，実践しようと思えるような，わかりやすいものにすべきだ」といった御発言があった。こうした意見を踏まえ，事務局で「行動指針（素案）」を作成したので，前回に引き続き，意見交換をしてきたい。

事務局が，資料1，2に沿って説明。

委員

「1 6つの行動理念に基づく実践方策」，「2 緊急課題への方策」となっているが，この1と2の関連性について，いわゆる「6つの方針」の中に，「緊急課題への方策」が盛り込まれていないように思うが，その関係はどのようにお考えか。

事務局

案としては，行動理念に基づく6項目と緊急課題の7項目の，全13項目が行動指針としている。これを様々なところで実践を進めていきたいと考えている。

委員

今の案を見る感じでは，別々のものを感じるので，きっちり13項目にするなら13項目，6つの中に緊急課題に対する対策を書き込むなら書き込んでいただいて，その詳細として具体的な項目を挙げるとか，少しその辺が，これを見る限りではわかりにくい。前回も申し上げたが，今までの人づくり21世紀委員会の取組や提言書の内容では，比較的，この緊急課題に対

する対策を早期に行ってほしいということがベースにあった。それも含めて、全体の書き方を考えて欲しい。

委員

前回の骨子案と比べると目が覚めるよう。それぞれ一つ一つがわかりやすくなったと思った。

ただ、少し言葉を整理した方が良い。例えば、1－(5)「地域のつながりを広げるために」という項目で、保護者・地域などは「地域で子どもを見守る活動や互いの挨拶・声かけ運動を行う」と書いてあるが、「運動を行う」というのは、生活感覚からすると、誰かがやるよという感じ。「挨拶や声かけをしよう」なら良いが。そうしたニュアンスは少しでも消して、自分から主体的に「声かけをしていくんだ」というような表現の方が良いかなと。

それから、1－(2)「模範となりましょう」というのは、「誰かが模範になれよ」という感じなので、「模範になるように努めよう」など、表現は考える必要があるが、ニュアンスとしてはそんな感じ。

2－(6)「子どもにケータイを利用させるなら」というのも、実際に利用しているというのが事実としてあるので、「子どもがケータイを利用する場合」とか、大人が「させる」でなく、子どもが実際、現実に行っている状況の中で、だからこそ、保護者はそれを一緒に考えたり、約束を守るといった、みんなが主体的にこういうことをやっていこうというニュアンスになるよう、微妙なところを考えてはどうかなと、思った。

もう一つは、行動指針が出来上がったときに、どういう風に示していったらいいかなということ。骨子案を見て、次にこれを見るとわかりやすくなったと思うが、一般の方がこれを見ると、いっぱい書いてあるなという感じ。これはこれで良いと思うが、例えば保護者に行き渡るときに、これがありながら、保護者だけのまとめ方とか、地域住民に対してのまとめ方とか。他が見られないじゃないかということはあるが、そういうのが全てできた段階で、一つ一つのものを作ったら、行動指針としてどういう風に見えてくるか、と思った。

委員

1－(1)「子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために」は大変重いテーマである。6つに分けているが、学校でなさる活動の総括であると思う。私たち地域は、この中のいくつかの項目と一緒にやっている。自然体験活動、防災のために車椅子を押しながらどこに溝があるかとか、自分たちを守るためにどこに身を置けば良いかとか、それは学校を離れたときの話だが、この6つの取組は学校内でのことで、地域がどのように関わることが少し見えにくい。そこで、2つくらいに分けて、1つは総合的に学校でなさる防災活動の教育、1つは地域がそれに関わってどうするかという2つくらいにまとめた方が良いのではないかな。一番最後の「被災した子どもと家庭を支援する」以外に、私どもも、子どもを見守り安心・安全活動というのを頑張っている。地域という大きい中に子どもがいる、学校の中に子どもがいる、という2つくらいに分けて、この6つは、学校教育の中でやっておられたら良いのではないかなと思うが、いかがか。

事務局

確かに、学校が防災教育や体験活動を、責任を持ってやらなければならないというのは確か

におっしゃるとおりだと思う。そして地域と学校の取組を少し分けた方が良いのではないかと
いう御意見かと思う。それについては、また検討させていただきたいと思う。

委員

前回の骨子案から今回の素案で、「1－（1）子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を
守るために」の中で、自然体験活動が防災教育と並ぶような形で強調されているが、「子ども
の存在を尊重する」という観点では、人権や緊急課題を強調し、自然体験活動は、むしろ1－
（6）「自然の恵みを大切にし」の辺りにまとめた方がなじむのではないか。

全体を通して、緊急課題が後にあるのは、あまりにも軽く扱っている感じがする。緊急課題
こそ冒頭に持ってきて、きちんと一番に伝えないといけないと思う。

それから、我々ボランティアの大人が色々と参画していくときに、例えば家庭一つとっても、
「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣をつけさせたいというときに、夜早く寝るというのはとて
も大事。すると、定時に家に帰れて、家庭での団欒があって、夕食を共にできるとか、休みの
日にボランティアで子どもたちを指導する時間が確保できるとか、ワーク・ライフ・バランス
ということもあるが、大人がそうしたことに真剣に向き合いたいときに時間を捻出する方法を、
行政の力をお借りして、企業に提案するとか、「おやじの会」のやっている OK企業の取組を
もっと推進していくとか、その辺の視点が少し抜けているのかなという気がした。

委員

皆さんの御意見をお聞きして、同じようなことを私も感じる。

「子どもの存在を尊重し」というところで、西ノ京中学校で実施している「赤ちゃん体験事
業」という事業がある。私はとても重要な内容の事業だと思っている。こういう事業のあり方
は、他の中学校でない。他校では、生活科担当の先生が何校かを兼任されているため実施しに
くいと聞いた。西ノ京中学校は単独でその先生がおられ、じゅらく児童館とタイアップして、
毎年実施され、今年度も実施する予定と聞いている。この部分の重要性というか、この部分は
切り離して、「人間の重要性」や「命の尊重」といった部分を大きく取り上げる項目が単独で
あった方が良いのではないかと感じた。

事務局

少し補足させていただくと、西ノ京中学校は、学区内に助産師会があり、民生児童委員連盟、
地域女性会も含めて、中学生が赤ちゃんふれあう体験を大変先進的に取り組んでいただいて
いる。御指摘の部分は、1－（3）の中で挙げている「青少年のための親学習プログラム」、
～これは中学校の家庭科の中で、24年度から必修化される、中学生の赤ちゃん、乳幼児との
ふれあい事業を全校に広げていこうというために検討するもの～、あるいは、児童館で実施し
ていただいている「中高生と赤ちゃんとの交流事業」や、他の施設・団体の事業を結びつけて、
1－（3）で重点化していこうと考えているところである。

副会長

1つ目に、1－（4）「子どもが安らぎ育つ家庭の生活習慣と家庭のきずなを大切にするた
めに」ということで、太字で書いてある部分、「早起きや読書、家族共同での家事を推進しま

しょう」というところについて、前回は、「早寝・早起き・朝ごはん」が3点セットで、子どもたちの健やかな成長のためには必要であろうと。これは、条例制定の際もここまで出すかどうかと議論になった経緯がある。私自身は、子どもの健やかな育成のためには、早寝すること、早起きすること、そして朝ごはんを食べることは非常に大事な観点だと思っている。前回は、この3つの言葉がしっかりと述べられていたが、今回、早起きだけが取り上げられており、少し残念な思いがする。確かに、それぞれの家庭の御事情がある中で、あまり3つのことを声高に言うとプレッシャーになるのではないかという考え方もよくわかる。ただ、全体として子どもたちにとって何が必要なのか、保護者や大人は子どもたちにどういう環境を整えていくのかという観点からすると、やはり「早寝・早起き・朝ごはん」は非常に大事なことでないかと思っており、ここはもう少し議論する必要があるのではないかと。

2点目であるが、1－(5)「子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために」、ここでも重点取組として、「子どもの見守りや互いの挨拶・声かけを行い、不登校や引きこもりを支援しましょう」とある。事務局からも、全てが「不登校や引きこもりを支援しましょう」につながるわけではないと説明があったが、この文章、文言で行くと、ここの課題の集約的な表現が不登校や引きこもりの支援ということになるのではないかと。この取組自体は非常に重要な取組ではあるが、地域の中にはもっと他にも色々な課題が存在することは御承知のとおりで、ネットワークをどう作っていくのか、あるいは虐待の家庭の問題、あるいは地域の中で孤立しがちな子どもや家庭を地域全体でどう支えあっていくのか、こうしたことを考えると、もう少し大きな観点で、ここはまとめていただいた方がよいのではないかと、思う。

委員

皆様の御意見は非常にごもつともだと思ふ。そう思いながらも、なかなか早く帰れない、酒を飲んで、夜ふらふらす大人もいる。一生懸命ここで考えると、いっぱい大切なことがあるので、盛り込みたいことがいっぱい出てくると思ふ。盛り込めば盛り込むほど、これが指針として示されたときに「これも、これもか」と精神的にプレッシャーになったりする。

昨日、人づくり21世紀委員会の地域活動部会といって、地域で色々なネットワークをしている世話役の会議があり、こういう意見が出ていた。「早寝・早起き・朝ごはん」はとても大切。だけど、「早寝」というとみんな「早寝しなければいけない」となるが、「早起きすると何か面白いことがあるよ、気持ち良いよ」といって取り組み始めている人がいた。早起きしてウォーキングをしている人は、「早く起きるから夜になると眠くなって早く寝るようになった」とのこと。

行動指針なので盛り込みたいことはいっぱいあるが、今回はここから行ってみようか、それが網の目のようにつながっていく、そして、必然的に早く帰って早く寝るようになったり、眠たいから居酒屋行くのは30分に切り上げて早く帰って、子どもと話す時間が結果増えたなど、そういう可能性を期待して、盛り込みたいことはいっぱいあるが、あるポイントから、ここから行こうよという行動指針を示すことも面白いのではないかと。一生懸命私たちが考えて大切なことを盛り込みたいと思った中で、このことでここにも結果としてつながっていくよという、象徴的というか、きっかけとしての行動指針というものもどうかと。お話しをお聞きしていただければこそ、それが負担にならないような示し方というものもよいのではないかと、いう気がした。

委員

ごもっともな意見ばかりだが、言葉を直し始めたら、いくらでも。前回からだいぶ良くなったと思うし、言葉を変えるとまた新たなことが出てくる。始めに見たとき、「早寝・早起き・朝ごはん」とずっと言ってきたことが、今回どうして抜けたのかなと思ったが、「早寝」を言わなくても「早く起きたら早く寝る」ということであれば。早く寝れば省エネにもつながるし、そうした自然体の中で、子どもたちは大人の姿を見るのかなと。

今日から学校が始まり、朝、見守りをした。宿題など荷物をいっぱい持った子どもたちは聞いてほしいことがいっぱい、信号を待っている間に色々なことを話していた。聞いてやる大人の姿勢、寄り添っていく大人の姿勢が大事だと、つくづく感じた。地域でも子どもたちの安心・安全のことに色々なことを関わっている中で、言葉をくるくる変えるよりも、何が大事か、大人が食いついてもらえる言葉に仕上げていかなければいけないと思う。

委員

2点申し上げる。1点目は、実践方策、つまり実行のための具体的な手順がここに示されていると私は理解しているが、具体的な手順が示されれば示されるほど、具体化するほど、例えば、子どもプラン、子ども・若者育成支援・推進策、そういった関連する総合施策とどこがどうつながってくるのか、という点。一部オーバーラップしているように思う。例えば、緊急課題への方策、これは未来こどもプランとどこが違うのか、という認識の仕方もできるのではない。言い方をかえると、この行動指針を一人歩きさせないために、隣接の総合施策との関連、境界線上の関係、スタンス、位置関係をどこかで明確にする必要があるのではない。導入の部分の文言であっても良いと思う。

もう1点は、実践主体に関して5項目、この標記の仕方では、例えば1－(2)「子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために」について、「あれ、実践主体はないのかな」という理解のされ方、あるいは、2－(2)いじめ対策であれば、「ここに示されている実践主体以外は関係ないのかな」というように、とらえようと思えばとらえられることができる。この並べ方、再検討する必要があるのではないかと思った。

委員

これは大人に関することなので、少し観点がずれるかもしれないが、子どもに「早寝・早起き・朝ごはん」と言うのは、リズムが良いので、浸透させる方が好ましいと思う。夜更かしをするような家庭であれば、子ども自身が「お母さん、早く寝なあかんねん、早く起きなあかんねん、朝ごはん食べて行くわ」というようになっていくと思う。子どもに対して「してあげる」ばかりでなく、子どもから自主的にできるように、この「早寝・早起き・朝ごはん」を入れてはどうかと思う。案では「早起き」だけが述べられているが、子どもから意識を改めていくための活動を盛り込むのも1つの案ではないかと思う。

委員

皆さんの御意見は共感できることばかりだが、あまりたくさん書きすぎると文章が多くなって、真意のところが伝わらないかなと。子どもに対しては「子どもの模範となりましょう」と

というのが究極のところだと思う。事業所向けのすべきことが書かれているが、これを市民レベルにお示しするときに、本当はどの言葉が一番伝わりやすいのかなということを議論しながら整理していかなければならない。それぞれの分野で取り組んでいただいているところではなく、本当に市民の方に訴えるべきところが何か伝わりにくくなるのではないかな。

保育園関係者としても、「早寝・早起き・朝ごはん」が究極だと思っている。大人はどんな時間であれ、それぞれコントロールできるが、幼児の時期に早寝という習慣づけをすることの大切さを、皆さんはよくお分かりだと思う。これを大人のレベルで合わせていかなければならないということではないが、子どもたちにとってはこの就寝時間が大事だということが、何か一言で伝えられることがあれば良いと思う。日本以外のところは幼児期以外でも睡眠時間は確保されているが、先進諸国では日本が一番短いという結果が最近出ていた。大人も同じように早寝しなさいということではなく、まず子どもたちの生活時間を守っていくというのが、一般市民の皆さんに向けて、しっかりとわかっていただけるような、ポイントだけを市民の皆さんにお示しできるような方法はないのかな、と思う。

会長

児童ポルノ対策に関する部分で、昨年、PTAと人づくり21世紀委員会が協力して取組を行ったが、その中で、まだまだ認知や理解が十分されていない気がしている。啓発など、正しくこの問題を理解していただく、理解させるという点について盛り込んでいただきたいと思う。

本日、良い意見をたくさんいただいたので、これらの意見を踏まえ、事務局で行動指針案を作成し、次回、皆様に示していただきたい。

(2) 表彰制度について

会長

表彰制度は、憲章の実践に取り組む個人や団体を表彰し、その取組を広く市民にPRすることで、活動の裾野を広げていこうというものである。条例の制定に伴い、今年度から実施するものであり、委員の皆様から様々御意見を頂戴できればと思う。

事務局が、資料2に沿って、説明。

委員

表彰数5点は、京都市で5点か。

事務局

そのように考えている。

委員

京都市市民憲章の推薦の北区の代表を10年以上務めているが、北区というたった18学区から推薦されてくる方々の審査も大変難しい。というのは、お住まいのところで、ずいぶん格差、思いの差がある。市は5つ程度の項目を出して、それに沿って各学区から推薦者が出てく

るわけだが、京都市の審査会も「他区のこととはわからない」という感じで、推薦されればそのまま上に上ってくるという状態にある。

これを始めるに当たっては、京都市と言っても11区あり、地域で格差がある。どうしてその5点を選ぶのが疑問。自薦・他薦で出てくるものを誰が審査するのも問題。それから、子どもなので、子どもの基準を、例えば幼児から高校生までにするのか、その幅、何歳から何歳までを対象にするか、それも大変大きい問題だと思う。自薦・他薦を良しとしているが、他薦の場合も推薦者は親や親戚など身内で良いのか、地域にお願いになるのか、その辺りも取り上げるのは大変難しい。そして、それを表彰する最後の段階でどこでどういう形で。確かに、川で溺れかけた人を知らせたとか、初期の消火をしたとかいうことで、子どもがそれぞれのパートで表彰されている面は京都市でもたくさんある。でも、これは子どもの市民憲章なので、基準を明確にしていただかないと、ぼわんと出てきてぼわんと始まったのでは、後から修正、訂正が難しいと思う。

毎年、京都市市民憲章の方に出させていいただいて、難しいと感じたまま今日まできている。それを始めるとなると、よほど土台をしっかりしないと、後で困ることが起きると思うので、よろしく願いたい。

事務局

本日、大枠をお示しし、御意見をいただきたいという趣旨なので、御議論いただければと思う。

まず、表彰の規模については、全市で5点としている。例えば、京都市市民憲章の表彰については、今年度も合計で150の個人・団体が表彰されており、大変大きな規模で毎年実施されている。このように、各区・団体に具体的に推薦の依頼をし、御推薦いただくというやり方で、表彰の数もある程度大きな規模にしていくという制度も想定されるが、今回イメージしているのは、あくまでも自薦・他薦を含めた一般公募で呼びかけをし、その一般公募について各団体、庁内にも協力をお願いをしていくということにしている。御発言は、各区からの推薦であれば、推薦の内容がまちまちになっている、ということかと思うが、あくまでも全市で選考していくということで、その選考についてもこちらの推進協議会でお願いしていくという形で考えている。具体的な基準については、本日は5つの項目をお示ししているが、より具体的な基準を、という御意見もいただいているので、引き続き検討して参りたい。

また、子どもが対象というよりも、子どもを育む実践活動、特に行動指針に掲げる活動が顕著で他の模範になる、更にそれを全市に広げていくための表彰ということなので、そうした趣旨で、この表彰も行っていきたいと考えている。

委員

年齢の幅はどのように考えているのか。

事務局

子どもは0歳から18歳まで。ただ、子どもを育む活動ということで、子どもが対象ということではない。

委員

表彰の趣旨が、「実践を推進する気運の醸成に貢献する活動」ということ。よく考えてみると、ここにいる皆さんや、我々ボーイスカウトで活動している者にとっては、条例は大人として当たり前のこと。それを、トップランナー5人に絞って表彰しても、どれだけ気運が高まるのか疑問。むしろ、ボトムアップというか、どん底にいる人たちが一歩前進したところを認める、称えるなど、そういう全然違う発想で、表彰、顕彰、称えるという視点があっても良いのではないか。例えば、虐待で大変な家庭が何かのきっかけで立ち直ったという、そういう事例こそ、もっと色々な人に知ってもらい、そうした家庭がマイナスからプラスに転じたことの方が、全体として大きな影響のある団体や人が表彰されるよりも、ささやかではあるが、とても大きな一歩である。そうしたところにスポットライトを当てるようなものが、市としてあれば、とても斬新な表彰、顕彰になると思う。年間そうした人が1,000人くらいいても良い。ただし、みんながどう認めるかということは、例えば400字くらいの文章にして、ホームページで紹介するとか。自薦・他薦、周りにそうした人がいないかと探すことで、気運を高めていくということが大事だと思う。厳しい審査で5人の方が選ばれても、それがどこまで市民に浸透していくか、市民憲章が周知されていくかというのが、遠い存在の離れたものになるのではないか、と思う。色々な表彰制度を見ているが、「子どもを育てる」という誰でも当たり前のことなのに、特別な人が表彰されるというのは、身近に感じられないようになってしまわないか、と思う。

委員

今年度、10月に行動指針が示されて、その活動に対して表彰を募集するというのは、なかなか厳しい。

条例自体に、「顕著な活動に対して、表彰する」という文言があるので、3年間したらそれを検討するというのは検討委員会などで検討することで、今回は条例に基づき、どのように数点の表彰を行うかというのを考えることか、と思う。

行動指針が示されてからの活動が対象になるのか、今年度の活動か、これまでの取組も対象になるのか。

委員

応募基準をもう少し明確にした方が審査をしやすいのではないかと思う。スケジュールがタイトなので、そこから議論していたのでは1回、2回では決まらない。この中で十分なコンセンサスを取っておかなければ、ばたばたしてしまうという気がする。

委員

今回、子どもを共に育む京都市民憲章の条例が成立し、いよいよこれを実践していこうということである。その中で、今まで各団体は、懸命に憲章の訴える理念に取り組んできたわけだが、それがなかなか市民的な周知、共感をいただけていない現実もあるのではないかと、実際に現場にいるときに感じている。今回、市民憲章の条例ができ、憲章の理念を具体的にあらわすというのはどういうことなのか、それを、この表彰の中で、しっかりと市民の方に理解していただけるような、こういう趣旨で、この表彰というものは、私自身は非常に良いものだと思う。

っている。今までなかった、京都市にとって新たな取組だと考えている。ボトムアップという考え方も非常に大事だと思う。同時に、今まで地道にしっかりと各地域、各団体で取り組んできたことをこの機会に改めて市民憲章の中で、こういう活動が求められているのだ、こういう活動が我々市民、全体にとって必要なのだということを、高らかに宣言する第1回として、現に取り組んでいる取組を表彰していくという考え方も良いのではないかなと思う。

委員

「何のための表彰なのか」という委員相互のコンセンサス、大枠をここでしっかり確認できれば、それで良いのではないかな。事細かな審査の基準については、ルール・内規のようなものを作る、作らないかはさておき、これからの委員会で検討すれば良いのではないかな。

委員

「何のために」というところが大切。ただ表彰するだけではないと思うので、基準もそうだが、表彰された後が大事。せっかく様々な活動をしておられるのを、いかに、京都市として、また各団体がいかに推奨して広めていくのか。この後の会議では、選ばれたものが、どのように市民憲章を広げていくために一つの礎になる活動であったというところの、広め方、広報の面も考えていただきたい。

会長

表彰制度の大枠は、ただいま御確認いただいたとおり。制度の詳細については、次回事務局から示していただき、改めて皆様に御確認いただきたい。表彰制度の実施に当たっては、表彰者を広く市民の皆様から公募することになるので、各団体からも積極的な応募をお願いしたい。

(3) 緊急課題に係る動向について

会長

前回、委員の中からも御意見をいただいたとおり、緊急課題については、常にその動向を注視していくことが重要である。

事務局が、資料3～7に沿って、説明。

(4) その他

事務局が、参考資料1，2に沿って、説明。